

新潟県条例第28号

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、平成22年6月に新潟県立高等学校の生徒が自殺した案件（以下「当該自殺案件」という。）について、公平かつ中立な観点から調査及び検証を行うため、新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 当該自殺案件が発生した高等学校（以下単に「高等学校」という。）において、当該自殺した生徒がいじめを受けていたか否かの事実を究明するための調査を行うこと。
- (2) 前号の事実を踏まえた当該自殺案件の原因の検証を行うこと。
- (3) 高等学校及び新潟県教育委員会が当該自殺案件に関して講じた措置の内容及び経緯の調査並びに当該措置の妥当性の検証を行うこと。

(委員)

第3条 調査委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員は、前条各号に掲げる調査及び検証が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員の服務)

第4条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 調査委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会は、第2条各号に掲げる調査及び検証を行うために必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴くこと、又は会議の議事に関係のある者に対して文書その他の記録媒体の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 調査委員会の会議は、これを公開しない。ただし、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）

第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合において、出席した委員の過半数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、総務管理部法務文書課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、この条例の施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。